



【一斉受付期間】令和4年10月3日（月）～31日（月）

※このご案内には、児童クラブの申込み・利用に関わる重要な事項が記載されています。よくお読みになってからお申込みください。
※このご案内は申込み後も、ご自宅で保管いただくようお願いします。

■目次

- 1 児童クラブの概要 p.1
- 2 市内の児童クラブ一覧 p.2～
- 3 公設児童クラブの開所日及び開所時間等 p.5
- 4 公設児童クラブの利用料 p.6
- 5 公設児童クラブの利用申込みについて p.7～
- 6 公設児童クラブの利用について p.11～
- 7 申込書類記入例 p.14～
- 8 よくあるご質問について p.18

【問合せ】島田市こども未来部子育て応援課

TEL:0547-36-7159

1 児童クラブの概要

(1)児童クラブとは

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に対し、授業終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を目指す事業であり、次に掲げるものを目的としています。

- ① 児童を健やかに育てること。
- ② 保護者が就労などにより、昼間に児童の面倒を見ることができない家庭を支援すること。

(2)対象児童

市内に在住し、小学校に就学する児童で、次のいずれかの理由により支援を必要とする児童を対象としています。

- ① 保護者が就労、傷病、障害、就学等により、昼間に児童の面倒を見ることができない。
- ② 保護者が親族等の病人や心身に障害のある人を常時介護、看護している等により、昼間に児童の面倒を見ることができない。

利用申込みをする前に…

- 放課後児童クラブは、保護者が就労等の理由で放課後に子どもの世話をすることができない家庭を支援する事業です。保護者が面倒を見ることができるのに、“友達がいるから”“宿題をさせてくれるから”等、本来の目的以外での申込みはできません。
- 申込みしたものの、様々な事情で児童クラブの利用を休止、利用取消（退会）する方が増えています。申込みの前に『児童クラブの利用が本当に必要か』ご家族、お子様とよく話し合ってから申込みをしてください。
- 放課後児童クラブの需要は近年増加しており、申込みをしても利用できない児童がいます。保護者の終業時間や、児童の下校時間との兼ね合い等で、放課後の利用時間が短い場合は、留守番やご家庭での保育等の検討をお願いします。



2 市内の児童クラブ一覧

(1)放課後児童クラブ（公設児童クラブ） ※市が設置している放課後児童クラブ

児童クラブ名	対象学区	場 所	定員	連絡先	申込方法等
島田北部4小学校区 放課後児童クラブ※2	伊太小、相賀小 神座小、伊久美小	伊太小学校校舎内	45	37-1881	⇒p.7～ 参照
金谷小学校区第1 放課後児童クラブ※1	金谷小	金谷小学校敷地内	60	46-1488	
金谷小学校区第2 放課後児童クラブ※1		金谷小学校校舎内	30	45-3071	
川根小学校区 放課後児童クラブ	川根小	川根地区センター内	20	53-4700	
島田第一小学校区 放課後児童クラブ※2	島田第一小	島田第一小学校校舎 内・敷地内	85	35-5321	
島田第二小学校区 放課後児童クラブ	島田第二小	島田第二小学校校舎 内	75	37-2235	
島田第三小学校区 放課後児童クラブ	島田第三小	島田第三小学校校舎 内	70	37-3004	
島田第四小学校区第1 放課後児童クラブ※1	島田第四小	島田第四小学校屋内 運動場内	50	37-6302	
島田第四小学校区第2 放課後児童クラブ※1			50		
島田第五小学校区 放課後児童クラブ	島田第五小	島田第五小学校敷地 内	60	37-5252	
六合小学校区 放課後児童クラブ	六合小	六合公民館内	30	37-7350	
初倉小学校 放課後児童クラブ	初倉小	初倉小学校校舎内	55	38-1162	
初倉南小学校 放課後児童クラブ	初倉南小	初倉南小学校校舎内	54	38-6776	
六合東小学校区第1 放課後児童クラブ※1	六合東小	六合東小学校敷地内	30	37-3999	
六合東小学校区第2 放課後児童クラブ※1			50	34-0001	
五和保育園 放課後児童クラブ (ゆめっこ)	五和小	金谷北支所内	40	46-4605	

※1 金谷小学校区、島田第四小学校区、六合東小学校区については、申込受付後に市がクラブを決定しますので、申込書に第1、または第2クラブの表記はしないでください。

※2 島田第一小学校の建て替えに伴う今後の放課後児童クラブの運営については、次ページをご確認ください。

【重要】島田北部4小学校区及び島田第一小学校区放課後児童クラブの今後の運営について

令和6年4月に伊太小、相賀小、神座小、伊久美小、島一小の5校が統合されることに併せて、島田第一小学校区放課後児童クラブの建替えを実施します。

令和6年1月から令和7年4月が建替え期間となり、代替施設での開所が必要となります。その期間を含め、表記2クラブについては下記のとおり運営を行いますのでご注意ください。

1 スケジュール

〈令和5年度〉

児童クラブ名	期間	開所場所	運営方法等
島田北部4小学校区 放課後児童クラブ	R5.4~R6.3	伊太小学校	通常運営 定員45人
島田第一小学校区 放課後児童クラブ	R5.4~R5.12	島田第一小学校	通常運営 定員85人
	R6.1~R6.3	島田第一中学校 地域連携室(予定)	定員65人(予定)

〈令和6年度〉

児童クラブ名	期間	開所場所	運営方法等
島田第一小学校区放課後 児童クラブ(仮名)	R6.4~R7.3	伊太小学校	定員130人(予定)

※ 伊太小学校への移動方法については検討中です。決定次第ご案内いたします。

※ 定員については、現在の島田北部4小及び島田第一小児童クラブの定員の合計を予定しています。

〈令和7年度〉

児童クラブ名	期間	開所場所	運営方法等
島田第一小学校区放課後 児童クラブ(仮名)	R7.4~R8.3	島田第一小学校(仮名)	第1クラブ定員60人 第2クラブ定員40人 第3クラブ定員40人

2 令和5年度の島田第一小学校区放課後児童クラブの結果通知について

令和5年度の島田第一小学校区放課後児童クラブの利用における承諾・不承諾については、下記のとおり期間を分割して通知します。

期間	通知日
R5.4~R5.12	R5.2月中下旬
R6.1~R6.3	R5.10月中下旬

※ 年度途中の利用(8月のみなど)については、利用開始希望月の2か月前の月の末日までに通知します。

(2)土曜児童クラブ（公設児童クラブ） ※市が設置している土曜児童クラブ

児童クラブ名	対象学区	場 所	定員	連絡先	申込方法等
島田市土曜児童クラブ	市内全学区	島田第五小学校敷地内	60	37-5252	⇒p.7～参照

(3)その他の児童クラブ（民設児童クラブ） ※民間が設置している児童クラブ

児童クラブ名	対象学区※	場 所	定員	連絡先	申込方法等
大津保育園 放課後児童クラブ	大津小	落合 39-1	60	32-9919	⇒各児童クラブに直接お問い合わせください。 ・申込方法 ・利用料 ・開所日 ・開所時間など <u>公設児童クラブとは異なります。</u>
島田市六合放課後児童クラブりんご	六合小	道悦二丁目 27-16	40	37-0697	
神谷城保育園 放課後児童クラブ	金谷小	神谷城 1202	25	45-3240	
月坂保育園 放課後児童クラブ	初倉小 初倉南小	阪本 1649-1	19	38-2977	
放課後児童クラブ ひみつ基地	六合小 六合東小	東町 241	36	39-7133	
ぞうさん放課後児童クラブ島田	六合小	道悦島 239-1 (六合小学校南側)	44	32-9556	
五和保育園 放課後児童クラブ (みんなっこ)	五和小	牛尾 1096-4 (五和保育園敷地内)	25	54-5005	

※学校の長期休暇時や、土曜日等で保護者の送迎が可能な場合、対象学区外の児童を受入れている場合があります。詳細はクラブへ直接お問い合わせください。



3 公設児童クラブの開所日及び開所時間等

開所日・開所時間等

	放課後児童クラブ	土曜児童クラブ ※一部の施設での実施
開所日	月曜日～金曜日	土曜日
開所時間	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後…下校時刻～18:30 ・夏休み等…8:00～18:30 	<ul style="list-style-type: none"> ・常時…8:00～18:30
休所日	日曜、祝日、お盆（8月13日～16日）、 年末年始（12月29日～1月4日） その他の事情によりクラブの休所が必要な日	

※開所時間外の預かりは原則できませんので、ご注意ください。

※上記の休所日のほか、台風等による各種警報の発表等や感染症の流行等により、臨時休所する場合があります。

⇒詳細 P.12「⑤台風等による特別警報・警報発表時の対応について」

⇒詳細 P.12「⑥感染症の流行時の対応について」



4 公設児童クラブの利用料

(1) 利用料(月額)

① 放課後児童クラブ

世帯の状況	利用料(月額)
生活保護世帯	0円
児童扶養手当の受給世帯 及びこれに準ずる世帯	8・3月以外 3,500円
	8月 5,500円
	3月 4,500円
※2人目以降は1,000円引き (上の学年の児童の料金を減額します)	
その他の世帯	8・3月以外 7,500円
	8月 11,500円
	3月 9,500円
※2人目以降は1,000円引き (上の学年の児童の料金を減額します)	

※別途、おやつ代として月額1,500円程度がかかります。

② 土曜児童クラブ

世帯の状況	利用料(月額)
生活保護世帯	0円
児童扶養手当の受給世帯 及びこれに準ずる世帯	2,000円
	※2人目以降は500円引き (上の学年の児童の料金を減額します)
その他の世帯	4,000円
	※2人目以降は1,000円引き (上の学年の児童の料金を減額します)

(2) 注意事項

- ・利用料は必ず、**利用月の5日までに**児童クラブへ現金で納めてください。
- ・原則、**日割り計算による還付や減額はしておりません**。学校の長期休暇時の利用など、1か月のうち数日のみ利用する場合も1か月分の利用料が発生しますので、ご注意ください。
(自然災害や感染症等の流行などにより、市が利用自粛要請をした場合を除く)
- ・「児童扶養手当の受給世帯に準ずる世帯」とは、児童扶養手当を受給できる世帯状況のうち、未申請の世帯や、年金の受給等により申請を取り下げている世帯等のことをいいます。

5 公設児童クラブの利用申込みについて

(1) 申請書類の受付

① 一斉受付

	新規	継続
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブを利用したことがない方 ・過去に児童クラブを利用したことはあるが、現在（10月時点）在籍していない方 ※長期休暇時のみ利用している場合等を含む	<ul style="list-style-type: none"> ・現在（10月時点）、児童クラブに在籍している方 ※利用休止・待機している場合を含む
受付期間	令和4年10月3日（月）から令和4年10月31日（月）まで （土・日・祝日を除く）	
受付場所	島田市役所 子育て応援課 （島田市役所 本庁舎1階北側） ※川根地区のみ、川根小学校区放課後児童クラブ（川根地区センター2階）でも申込みを受付けております。（児童クラブの開所時間内） ※郵送、メール、各支所（金谷北支所・金谷南支所・川根支所）での受け付けは行っておりませんので、ご注意ください。	在籍している児童クラブ
受付時間	8：30～17：15 ※以下の期間のみ時間外受付を行っています。 <時間外受付期間> 期間：10月17日（月）から21日（金）まで 時間：18：30まで受付	児童クラブの開所時間内
留意事項	※夏休み等の長期休業期間のみの利用など、年度途中からの利用を希望する場合も一斉受付期間に提出してください。 ※申込数が定員を超える場合は、お預かりする児童の安全を最優先し、受入れを制限する場合があります。その際には、審査により必要度が高いと認められる児童を優先します。	

② 随時受付

一斉受付期間後も随時申請を受付けております。ただし、定員に達していない場合のみの受入れとなり、ご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※特別な支援を必要とする児童を除きます。

【受付場所】島田市役所本庁舎1階北側 子育て応援課（受付時間8：30～17：15）

(2) 申込みに必要な書類

次の必要書類をすべて揃えてご提出ください。揃わない場合は、受付ができません。
また、記入漏れがないか、提出前に必ず確認をお願いします。

提出書類チェックリスト

① 全員が提出するもの

※兄弟・姉妹で申込みをする場合、1人につき1部ご用意ください。

※放課後児童クラブと土曜児童クラブを両方申込みの場合、放課後児童クラブ用を1部、土曜児童クラブ用を1部ご用意ください。

- 児童クラブ利用申込書…同居者（同一敷地や隣接地含む。）全員を記入してください。
- 同意書
- 補足調書
- 受領書

書類はすべて島田市のホームページからダウンロードできます。
市のホームページ内で「児童クラブ 申請書」でご検索ください。

② 児童クラブの利用が必要な理由に応じて提出するもの

理由に応じて、【共通様式】、【添付書類】、【後日提出書類】が必要となります。

理 由		証 明 書 類	父	母
就 労	会 社 の 方 に お 勤 め	<p>【共通様式】 就労証明書</p> <p>※雇用主による証明が必要となります。</p> <p>※申込日の3か月以内に発行された証明書に限ります。</p>		
	自 営 業 ・ 農 業 の 方	<p>【共通様式】 就労申告書</p> <p>※就労形態に応じて、次のいずれかを添付してください。</p> <p>経営者：【添付書類】 確定申告書（第一表）の写し</p> <p>従事者：【添付書類】 経営者の確定申告書（第二表の写し） または、本人の源泉徴収票等の写し</p> <p>※確定申告書は、専従者欄に氏名の記載があるものに限ります。</p>		
就 労	求 職 活 動	<p>【共通様式】 求職活動状況申告書</p> <p>【添付書類】 ハローワークカード等、求職活動状況が確認できる書類の写し （申込時に求職活動を開始していない場合は添付不要）</p> <p>【後日提出書類】 就労証明書</p> <p>※<u>就労が決定してから、利用開始月の翌月の25日までに、必ずご提出ください。提出が確認できない場合、利用を取消することがあります。</u></p> <p>～求職活動中の利用について～</p> <p>※<u>保護者が求職活動を行っており、子どもの帰宅時に不在である等、保育が困難な場合のみ、下記の期間の利用が認められます。</u></p> <p><利用可能期間></p> <p>◆利用開始時に求職中である場合…<u>利用開始月を含め2か月間</u> 例) 4/1 に利用を開始する場合、4月・5月の利用が可能</p> <p>◆利用中の転職の場合…<u>前職の退職日が属する月から2か月後の月まで</u> 例) 8/25 が退職日の場合、9月・10月の利用が可能</p>		

理由	証明書類	父	母	
就 労 以 外	【共通様式】理由書 ※理由に応じて、次のいずれかを添付してください。			
	傷病	【添付書類】（保護者の）医師の診断書等、傷病を証明する書類		
	障害	【添付書類】（保護者の）障害者手帳の写し等、障害を証明する書類		
	出産	【添付書類】母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日の記載ページ） ＜利用可能期間＞ <u>出産予定日が属する月の2か月前の月から2か月後の月まで</u> 例）1/1 が予定日の場合、11月・12月・1月・2月・3月の 利用が可能		
	介護 看護	【添付書類】（介護・看護が必要な親族等の）障害者手帳の写し、介護保険証の写し、または医師の診断書等、介護・看護が必要であることを証明する書類		
	就学	【添付書類】在学証明書、および授業スケジュールが分かる書類		
その他	【添付書類】市が必要とする書類 ※子育て応援課にお問い合わせください。			

(3) 申込みから結果通知までの流れ

受付	利用開始希望月	書類提出期限	書類審査	三者面談 (新規のみ)	結果通知
一斉 受付 (10月)	令和5年 4月～5月	令和4年 10月3日から 10月31日まで	令和4年 11月～12月	令和5年 1月～2月	令和5年 2月下旬頃
	令和5年 6月～3月		利用開始希望月 の2か月前の月 の上旬～中旬	利用開始希望月 の2か月前の月 の中旬～下旬	利用開始希望月 の2か月前の月 の末日頃
随時 受付 (11月～)		利用開始希望月の 2か月前の月の末日まで	随時	随時	利用開始希望月 の2か月前の月 の末日頃



(4)利用内容の変更、休止、取消などの各種届出について

申込書に記載した内容に変更がある場合は、以下の通りすみやかに届出してください。

書類はすべて島田市のホームページからダウンロードできます。
市のホームページ内で「児童クラブ 申請書」でご検索ください。

変更の内容	提出書類等	提出期限
利用を休止する場合	記載事項変更届	休止する月の <u>前月の25日まで</u>
※利用の休止については、連続2か月のみの対応となります。 <u>3か月以上の休止は、継続利用ができなくなります</u> のでご了承ください。		
利用する月を追加する場合	記載事項変更届	追加する月の <u>2か月前の末日まで</u>
利用をやめる（退会する）場合	利用取消申出書	利用をやめる月の <u>前月の25日まで</u>
就労の内容に変更がある場合	記載事項変更届 就労証明書	随時
利用する理由に変更がある場合 例) 産休中に利用継続する場合 (就労⇒出産) 例) 求職活動中に利用継続する場合 (就労⇒求職活動)	記載事項変更届 理由に応じた必要書類 ⇒P.8	随時
世帯の状況に変更がある場合（保護者の結婚・離婚、生活保護や児童扶養手当の受給開始・終了）	記載事項変更届 その他必要書類 ※変更する場合は、子育て応援課にご相談ください。	随時
上記以外の変更がある場合	記載事項変更届	随時



6 公設児童クラブの利用について

(1) 児童クラブでの基本的な過ごし方

- (1) 下校時、帰宅をせずに児童クラブ室へ「帰り」ます。
- (2) 帰ったらまず、学校の宿題をします。
- (3) 宿題の後、室内や校庭等で自由に遊びます。
- (4) そろっておやつを食べます。
- (5) おやつの後、室内や校庭等で自由に遊びます。
- (6) 日が暮れる前に室内に戻り、保護者の「お迎え」を待ちます。



(2) 児童クラブを利用するにあたって

① お休みの連絡について

お子さんがお休みの連絡なく児童クラブに帰ってこなかったり、途中で黙って帰宅してしまったりすると、支援員は心配して捜し回ります。児童クラブをお休みするときは、保護者が必ず事前にクラブへ連絡をしてください。また、利用する日は児童クラブに帰ること、勝手に敷地外に出ないことを、ご家庭でもご指導をお願いします。

児童が健やかに育つために最も良いことは、保護者の方と一緒に過ごすことです。仕事が終わったら速やかにお迎えに来る、仕事が休みの日は児童クラブを休んで一緒に過ごすようにしてください。

② 学習支援や発達支援、重度のアレルギーへの対応について

児童クラブは、ご家庭の代わりにお子さんが集団で過ごす場所です。学習支援や発達支援、重度のアレルギーへの対応等、専門的な支援について十分な対応はできかねますので、あらかじめご理解ください。

なお、お子さんが児童クラブで学校の宿題をしますが、これは宿題をするという習慣付けを目的としています。宿題の添削等は保護者の方がお家で行ってください。

③ 送り迎えについて

開所時間中に児童クラブ室を退室できるよう、大人の方がお迎えに来てください。児童だけで帰る、小・中学生及び高校生の兄姉によるお迎え等、子どもだけの帰宅はできません。

同様に、学校の長期休暇中等に子どもを預ける際も開所時間中に大人の方が送り、必ず支援員に受け渡してください。

保護者や親族等で送迎ができない場合は、ファミリー・サポート・センターを利用してください。(事前に会員登録が必要です。Tel：35-1851 10:00～18:00 月曜日休み)

④ 児童クラブでの「決まり」や「約束」について

生活の習慣付けや集団で生活するために、児童クラブで過ごす上での様々な決まりや約束があります。決まりや約束を守ることの大切さについて、ご家庭でもお話をしてください。

⑤ 台風等による特別警報・警報発表時の対応について

状 況		児童クラブ	
児童クラブ利用前	放課後開所日 ※学校の対応に準拠します。	学校に登校し、通常通り下校した場合	○ 開 所
		学校に登校後、途中下校した場合	状況により 一時預かり・ 保護者引渡し
		学校が休校の場合	× 休 所
	1日開所日	6時時点で、特別警報、大雨警報と暴風警報、洪水警報と暴風警報のいずれかが発表されている場合	自宅待機
		10時時点で、特別警報、大雨警報と暴風警報、洪水警報と暴風警報のいずれも発表されていない場合	○ 開 所 (11時から)
		10時時点で、特別警報、大雨警報と暴風警報、洪水警報と暴風警報のいずれかが発表されている場合	× 休 所
児童クラブ利用中	特別警報、大雨警報と暴風警報、洪水警報と暴風警報のいずれかが発表された場合	状況により クラブ残留・ 保護者引渡し	

※上記以外の警報・注意報発表時の対応については、保護者が判断をしてください。

※保護者引渡しの際は、なるべく早いお迎えをお願いします。



⑥ 感染症の流行時の対応について

	学級閉鎖	学年閉鎖	学校閉鎖（休校）
インフルエンザ等の 感染症	該当する学級の児童は 利用不可	該当する学年の児童は 利用不可	児童クラブ休所
	※その他、家族が感染症にかかっている場合は利用不可		
新型コロナウイルス 感染症	状況に応じて対応が異なります。市、または児童クラブから対応をお知らせします。		



⑦ 活動中の事故や怪我、器物等の破損について

お預かりする児童の人数に応じて、複数名の支援員が指導にあたりますが、活動中の事故などを完全に防ぐことはできません。万が一事故のあったときは、次のような対応をさせていただきます。

- ① 応急的な処置をし、軽微な怪我であれば、児童クラブで様子を見ます。
(お迎え時などに、支援員から内容をご報告します。)
- ② 怪我の程度により、保護者の方に連絡し、病院で診察を受けます。
- ③ 場合によっては、急なお迎えをお願いする場合があります。

※児童は全員「児童クラブ共済」の傷害保険制度に加入し、通院日数に応じて保険金が支給されます。

※活動中に児童が施設や備品などを破損させてしまったとき、事情や理由を児童に確認し、保護者の方にお話をさせていただきます。故意に破損させた場合には、修繕等の費用を保護者の方に負担していただくこととなりますので、ご注意ください。

⑧ 児童同士・保護者同士のトラブルについて

集団での生活にトラブルはつきものです。支援員がその場で発見したり、児童たちから聞いたりしたものについては、その場で解決するよう対応しますが、時にはご家庭で様子を見ていただいたり、保護者同士で話し合いをしていただくなど、保護者の方のご協力をいただくことがあります。

また、支援員の目の届かないところで発生したり、児童から言い出せなかったりすることもあります。ご家庭で様子がおかしいと感じたり、聞いたりしたときには、支援員に情報を提供していただくと助かります。

なお、児童クラブ外で発生した児童同士・保護者同士のトラブルについては、対応しかねますので、ご了承ください。

⑨ 利用承諾の取消について

児童クラブでは集団での生活となります。お預かりする児童の安全を考慮し、下記のような場合には、市と児童クラブと協議の上、児童クラブの利用を中止または取消といたしますので、ご承知おきください。

- ・感染症、または感染の恐れのある疾病等があると判断したとき。
- ・児童クラブにおける共同生活が営めないと判断したとき。

7 申込書類記入例

(1) 児童クラブ利用申込書・同意書

様式第1号（第8条関係）

児童クラブ利用申込書

引越しをする予定がある方は
ご記入ください
※住所変更後、変更届の提出が必要です

島田市長

児童クラブを利用したいので、次のとおり申し込み
ます。

提出年月日

●年 ●月 ●日

申請者 (保護者)	現住所	島田市中心1番の1				
	転入・ 転居予定	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (新住所: _____)			時期: _____)	
	氏名	島田 太郎	電話番号	0547 - 36 - 7159		
児童	住所	同上				
	フリガナ	シマダ ルリ	生年月日	●年 ●月 ●日		
	氏名	島田 瑠璃	性別	女		
	学校名	島田第四小学校	利用する年度の 年齢 (4/1時点)	1		
家族 構成	フリガナ 氏名	続柄	年齢	勤務先・学校名等	勤務時間	備考
	シマダ タロウ 島田 太郎	父	38	●●(株) ○○店	9:00~18:00	
	シマダ ハナコ 島田 花子	母	36	(有)△△	8:30~17:30	
	シマダ ショウコ 島田 蕎子	姉	8	島田第四小学校		
	シマダ サヤカ 島田 茶香	妹	3	島田第三保育園		
	シマダ ヨシコ 島田 良子	祖母	62	□□ストアー	11:00~17:30	木曜休み
連絡 先	続柄	勤務先電話番号			携帯電話番号	
	父	(0547)	36	- 8006	(090)	1234 - 5678
	母	(0547)	36	- 7159	(090)	9876 - 5432
世帯の状況 ※該当する番号 に○を記入	1 生活保護世帯 2 児童扶養手当受給世帯又はこれに準ずる世帯 <input checked="" type="radio"/> 3 1及び2以外の世帯					
児童クラブ名	島田第四小学校区放課後児童クラブ					
利用月	<input checked="" type="checkbox"/> 4月 <input checked="" type="checkbox"/> 5月 <input checked="" type="checkbox"/> 6月 <input checked="" type="checkbox"/> 7月 <input checked="" type="checkbox"/> 8月 <input checked="" type="checkbox"/> 9月 <input checked="" type="checkbox"/> 10月 <input checked="" type="checkbox"/> 11月 <input checked="" type="checkbox"/> 12月 <input checked="" type="checkbox"/> 1月 <input checked="" type="checkbox"/> 2月 <input checked="" type="checkbox"/> 3月					
利用時間	平日: 下校時刻 から 18 時 00 分まで 長期休暇等: 10 時 30 分から 18 時 00 分まで					
兄弟姉妹の申込み	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (学年・氏名: 3年 島田 蕎子)					

同意書

●年 ●月 ●日

※必ず自署をお願いします。
印鑑は不要です。

島田市長

保護者 住 所 **島田市中心町1番の1**

氏 名 **島田 太郎**

住 所 **同上**

氏 名 **島田 花子**

(児童の学年・氏名 **1年 島田 瑠璃**)

私は、児童クラブの利用申込みにあたり、次の事項に同意します。

- 1 市が利用管理のために、住民基本台帳等により世帯の状況等を確認及び使用すること。
- 2 市が利用料の算定のために、生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯又は児童扶養手当受給世帯に準ずる世帯であるかどうかを確認すること。
- 3 市及び児童クラブが児童クラブにおける保育の継続性を確保するため、児童の卒園した(する)保育園や幼稚園から、児童の情報を得ること。
- 4 市、児童クラブ、学校、その他関係機関が連携して児童の健全育成にあたるため、児童や家庭の情報を相互に提供・確認すること。

(2) 補足調書

< 補 足 調 書 >

学校名・学年		島田第四小学校・1年		児童氏名	島田 瑠璃				
児童の 状態	性 格	明るい・マイペース							
	健康状態	<input checked="" type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 病弱 (病名: _____、主治医: _____)							
	血液型	A 型		平 熱	36.6 °C				
	感染症歴	<input type="checkbox"/> おたふく風邪 <input checked="" type="checkbox"/> 水ぼうそう <input type="checkbox"/> はしか <input type="checkbox"/> 風疹 <input type="checkbox"/> その他 (_____)							
	食物アレルギー	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (該当食物: _____、エピペンの処方: <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有)							
	特別支援	<input checked="" type="checkbox"/> 普通学級 <input type="checkbox"/> 特別支援学級 ↳①就学指導委員会の判定: <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 普通学級 <input type="checkbox"/> 特別支援学級) ②通級指導教室: <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (教室名: _____)							
	療育手帳	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B)		身体障害者手帳	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (_____ 級)				
	治療・相談中の 病院・施設等	電話(_____) - _____	服用中の薬		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (薬の種類: _____)				
	卒園名	名称: 島田第三保育 園、所在地: _____ 県 _____ 区市町村 (市外の場合)							
	その他	お子さんについて知らせておくこと 花粉症							
利用を希望する理由		父母、同居の祖母が仕事で家にいないため。							
利用曜日 ※家族の仕事が休みの日は児童クラブを休み、家族と過ごしてください。		放課後児童 ク ラ ブ	<input checked="" type="checkbox"/> 月曜日 <input checked="" type="checkbox"/> 火曜日 <input checked="" type="checkbox"/> 水曜日 <input type="checkbox"/> 木曜日 <input checked="" type="checkbox"/> 金曜日 ※土曜クラブ (土曜日) は、別途申込みが必要です。						
		土 曜 ク ラ ブ	<input type="checkbox"/> 土曜日 ※放課後児童クラブ (月～金曜日) は、別途申込みが必要です。						
緊急 連絡先	順 番	氏 名		続 柄	種 類	電 話 番 号			
	1	島田 花子		母	携帯・勤務先・自宅	(090) XXXX-XXXX			
	2	"		母	携帯・勤務先・自宅	(0547) XX-XXXX			
	3	島田 太郎		父	携帯・勤務先・自宅	(090) XXXX-XXXX			
帰宅 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 家族のお迎え (お迎えに来る方を右欄に記入してください。) <input type="checkbox"/> ファミリーサポート等を利用 開所時間外の預かりは、ファミリーサポートセンターを利用してください。(TEL 35-1851)					順 番	氏 名	続 柄	
						1	島田 良子	祖母	
						2	島田 花子	母	
						3	島田 太郎	父	
祖 父 母 の 状 況	続柄		氏 名		居住状況	住所	就 労 状 況	勤務先・ 病名等 ※傷病等で 就労無の場合	勤務日数
			生年月日	年齢	※敷地内別棟・隣接地に居住 の場合は同居としてください				勤務時間
	父 方	祖父	島田 茶一		同居・別居 死別・離別		有・ 無		週 日 ~
		祖母	島田 良子		同居・別居 死別・離別	島田市 中央町 1番の1	有・ 無	×× ストアー	週 4 日 11:00~17:30
	母 方	祖父	金谷 茂		同居・別居 死別・離別	島田市 野田1200 番地の5	有・ 無	(株)〇〇	週 5 日 8:30~17:30
		祖母	金谷 恵子		同居・別居 死別・離別	"	有・ 無	△△商事	週 5 日 9:00~17:00

(3)受領書

受 領 書

申込者氏名 **島田 太郎** 様
(児童氏名 **島田 瑠璃**)
(学校・学年 **島田第四小学校・1年**)

島田市子育て応援課

・令和5年度 **島田第四小学校区放課後** 児童クラブ利用申込書類一式

上記のとおり確かに受領しました。
利用承諾（不承諾）決定書は、_____までに送付します。
それまでに申込みを取下げの場合は、「児童クラブ利用申込取下届」
を子育て応援課に提出してください。

(受領印)

※子育て応援課や児童クラブで記入します。

※児童クラブ受領日： _____年 ____月 ____日

----- 切り取り線 -----

※申込書類を提出後、利用承諾（不承諾）決定書が送付されるまでに申込みを取下げの場合に提出してください。

児童クラブ利用申込取下届

_____年 ____月 ____日

島田市長

住所

届出者 氏名

電話番号

児童クラブの利用申込を取下げたいので、次のとおり届け出ます。

児童クラブ名				
児 童	住 所		生年月日	
	氏 名		性 別	
	学 校 名		学 年 組	

8 よくあるご質問について

	質問	回答	関連ページ
申込期間について	一斉申込期間に書類が提出できなかった場合、申込みはできませんか。	一斉受付期間後も随時申込を受付けしております。 ※定員に余裕がある場合のみの受け入れとなり、ご希望に沿えない場合がありますのであらかじめご了承ください。	p.7
利用希望月について	長期休暇時のみ利用したいのですが、今回の一斉受付期間に申込する必要がありますか。 その場合、どのように申込書を記入すれば良いですか。	今回の一斉受付期間にお申し込みください。 その場合、申込書の利用月の欄に、利用したい月のみ「し点」を記載してください。	p.7
申込書類について	第1クラブ、第2クラブがある場合はどちらにしたらよいのですか。	第1又は第2クラブの決定は、申込受付後に市が行いますので、申し込みの際は第1、若しくは第2を表記はしないでください。	p.2
	就労証明書を会社に依頼しているのですが、発行に時間がかかっており、期限内に提出することが難しそうです。先にその他の書類だけ提出し、後で就労証明書を提出することはできますか。	申込書類は、すべて揃った場合のみ受付しております。 ※申込書類には、就労証明書など発行にお時間がかかる書類もあるため、余裕をもってご用意をお願いします。	p.8
	兄弟・姉妹で申込みをしたいのですが、勤め先で、就労証明書を児童の人数分を発行してもらう必要がありますか。	兄弟・姉妹で申込みをする場合は、勤め先で1部発行し、ご自宅で必要数コピーを取っていただいて構いません。一番下の学年の児童の申込書に原本を、そのほかの児童の申込書に写しを添付してください。 ※子育て応援課でコピーをお取りできません。各自ご用意ください。	p.8
	弟妹の保育園入園申込用の就労証明書（就労申告書）を、児童クラブの申込みの就労証明書として提出しても良いですか。	島田市の保育園入園申込用の就労証明書（就労申告書）がお手元にある場合、その写しでも構いません。 その場合、欄外に「児童の学年・氏名」「通勤時間」をご記入ください ※子育て応援課でコピーをお取りできません。各自ご用意ください。 ※提出済みでお手元にない場合、コピーを取るための一時返却等の対応はできません。	p.8
申込内容の変更について	申込後、申込書類に記載した内容に変更が生じたのですが、どうすればいいですか。	申込書及び添付書類に記載した内容に変更がある場合は、届出が必要です。 詳細は右記の関連ページをご確認ください。	p.10
就職活動中の場合について	現在就職活動中ですが、児童クラブの申し込みはできますか。	申込み可能です。（必要書類が異なります。） 詳細は右記の関連ページをご確認ください。	p.8
利用料について	長期休暇時のみ利用したいため、ひと月のうち数日しか利用しないことがあります。その場合、利用料の日割りなどはできますか。	利用料の日割りは、原則行っておりません。 ひと月のうち1日でも利用する場合は一か月分の利用料が発生します。	p.6
	自然災害や感染症の流行などの特例時、利用の自粛要請があった場合、利用料は返還されますか。	自然災害や感染症の流行など、市がクラブの利用自粛要請をした場合、以下の通り、利用料を日割り算定し徴収します。なお、当該月の利用料をすでに納めている場合は、その差額を返還します。 ＜利用料の算定方法＞ 当該月の利用料を開所予定日数で割り戻した単価に「開所予定日数-利用自粛要請日数」を乗じた額（100円未満は切り捨て） 例）開所予定日数 20日、利用自粛要請日数 15日、利用可能日数 5日の場合 7,500円÷20日×（20日-15日） =1,875円≒ <u>1,800円</u>	p.5、 p.12

クラブの 開所・休所 について	お盆や年末年始も、児童クラブは 開所していますか。	お盆（8月13日～8月16日）、及び年末年始 （12月29日～1月4日）は休所となります。	p.5
	自然災害や、感染症の流行時、児 童クラブは開所しますか。	状況により異なります。 詳細は右記の関連ページをご確認ください。	p.12
おやつに ついて	おやつの持ち込みはできますか。	原則、おやつの持ち込みはできません。ただし、ア レルギーがある場合は、支援員と相談をして、持ち込 みが可能になる場合があります。	p.11
送迎について	開所時間内に保護者や親族で送迎 ができない場合は兄弟が送迎しても いいですか。	小・中・高校生等未成年の兄弟の送迎はできません。 島田市ファミリー・サポート・センターをご利用くださ い。また、代理人によるお迎えを検討している場合は、 子育て応援課へご相談ください。	p.11



島田市で子育てをするなら



しまいく

子育てに関する手当から、講座やイベントのおしらせも
ぜんぶまとめてチェックできる、頼れる子育て情報サイト。

島田市で子育てをするパパママを、全力で応援します！



シマイヌ



しまいく HP

島田市の子育て情報まるわかり！

イベント情報もチェック

毎週最新情報をLINE配信！

オリジナル壁紙もプレゼント



島田市公式 LINE

島田市
緑茶化
計画

